

## 令和 8 年度指導監査実施方針 【社会福祉法人等】

### 第 1. 基本方針

- (1) 一般指導監査は、国が示した「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付 雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号 局長通知）、各施設の設備・運営の基準に関する条例、本方針第 2 「指導の重点事項」及び県が別途定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、社会福祉法人・施設の運営全般について積極的に助言、指導を行うものとする。
- (2) 一般指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的にならないよう配慮し、単に問題点の指摘に留まることなくその発生原因を明らかにし、運営水準の向上、改善に資するよう助言・指導的な態度で臨むものとする。そのため、指導監査結果の処理に当たっては法人・施設を所管する各関係部署と十分な連絡・協議のもとに行い、一般指導監査をより効果のあるものとする。また、指摘事項の改善に向け、一般指導監査の実施の際は監事の同席を求めるなど、監事との問題意識の共有に努める。
- (3) 全般的に適正な運営が行われている法人に対しては、3 年に 1 回の実地監査とする。  
なお、上記に該当する法人が次の各号による場合には、各号に掲げる周期まで実地監査を延長することができる。
  - ① 外部監査の活用や福祉サービス第三者評価事業の受審・結果公表、公認会計士・監査法人・税理士又は税理士法人等による支援、ISO9001 の認証取得等により、財務状況の透明性・適正性の確保あるいは良質かつ適切な福祉サービスを提供していると判断できる場合 4 年に 1 回
  - ② 会計監査人を設置している法人において、作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合 5 年に 1 回
  - ③ 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合 5 年に 1 回
- (4) 適正な運営が確保されている施設に対しては 3 年に 1 回の実地監査とする。但し、児童福祉施設にあっては、年 1 回以上の実地監査を行う。
- (5) 継続的な指導を要する法人・施設に対しては、一般指導監査の際、問題点についての県からの指導・指摘事項及び法人・施設の課題を十分整理・把握したうえで実地監査に臨むものとする。  
さらに、一般指導監査の後、指導内容が確実に実施されているか、又計画どおりに問題点の解消

が図られているかについて、必要に応じて定期的に報告を求めるなどして進捗状況を把握し、問題点が早期に改善されるよう指導を行う。

また、一般指導監査により問題点の確認・指導等が十分に実施できない場合は、その問題点について再度監査を行う等、重点的な指導を行う。

一方、優良な経営・運営を行う法人・施設については、監査内容の簡素化を図る等メリハリのあつた指導監査を行う。なお、この場合においても（２）に定める社会福祉法人・施設の多くに共通する不適切な事務処理などの発生防止に資するよう内容の充実に努める。

- （６） 問題点が認知され、対応策を検討する必要がある場合、指導等を講じても改善がなされない場合及びその他緊急の対応を要する場合には速やかに法人・施設所管課において検討会議を開催し、具体的な指導方針案を作成したうえで実地指導を実施するものとする。  
なお、検討会議には必要に応じて他の関係課長や職員を出席させるなど、必要な連携体制をとって開催する。
- （７） 指導監査において指導しているにもかかわらず正当な理由もなく改善しない法人・施設及び不祥事案をおこした法人・施設については、特別指導監査を実施する。
- （８） 特に利用者の心身への危害に及ぶ通報及び重大な法令違反や不正に関する通報等の情報に対しては、令和元年度に制定された「社会福祉施設等に係る通報への初動対応マニュアル」に従い迅速に対応し、虐待や不正事案については即監査を実施するなど、厳正に対処する。
- （９） 社会福祉法人における制度改正に伴う関係法令・通知等の遵守を徹底させるため、必要な助言指導を行う。
- （１０） 一般市が所管する社会福祉法人の法人監査が円滑かつ効果的に行われるよう、県が実施する施設監査との合同実施や必要な助言及び情報の提供、県市合同の研修の実施など、市における指導監督を支援する。

上記の 10 項目を基本方針とし、実地監査、集合監査を組み合わせた実効性のある指導監査を実施する。

## 第２．指導の重点項目

### （１） 法人運営の適正化の推進

#### ① 理事（会）・監事・評議員（会）の職責の遂行

- ア 理事会及び評議員会において実質的な審議がなされ、決議が必要な事項について決議しているか。
- イ 監事監査について、実質的な監査を行っているか。
- ウ 理事会決議の省略をしている場合、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前に同意の意思表示がなされているか。

エ 評議員会決議の省略をしている場合、評議員全員から事前に同意の意思表示がなされているか。

オ 理事長及び業務執行理事は自己の職務の執行状況を適宜理事会へ報告しているか。

② 適切な会計処理の徹底

ア 経理規程に則った適切な会計処理を行っているか。

イ 会計経理事務に係る内部牽制体制を確立しているか。

ウ 役員等関係者への特別の利益供与を行っていないか。

③ 寄附受入に対する透明性の確保

ア 指針に添った内規を整備しているか。

イ 寄附者の自由意思に基づくものであるか。

ウ 寄附受入手続きを適切に行っているか。

エ 寄附目的に応じた使途に充当しているか。

④ 法人運営の透明性の確保

ア インターネットの利用により定款、役員報酬等の支給の基準及び役員等名簿等の公表を行っているか。

⑤ 地域における公益的な取組の実施

ア 社会福祉法人としての役割を認識しているか。

イ 地域の福祉ニーズを把握したものとなっているか。

ウ 取組の実施状況について定期的に検証を行っているか。

(2) 施設等の運営適正化の推進

① 良好な契約の確保

ア 契約書を作成しているか。

イ 利用者に重要事項説明を行っているか。

ウ 利用者負担とする「その他日常生活費」については、利用者による選択が自由であり、その内訳は明確で実費相当となっているか。

② サービス提供の充実

ア サービス提供計画に基づいてサービスを提供しているか。

イ 利用者の状況に応じたサービス提供計画の策定及び見直しをしているか。

③ 身体的拘束等の適正化に向けた取組

ア 指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催しているか。また、その結果について介護職員その他の従業者に周知しているか。

イ 身体的拘束等を行った場合は、必要な項目を記録しているか。

ウ 介護職員等に対し定期的に研修を実施しているか。

④ 虐待の防止

ア 利用者（児）に対し施設従事者等による虐待行為がないか。

イ 虐待の防止のための指針を整備し、その対策（定期的な委員会及び研修の実施等）を徹底しているか。

⑤ 安全対策の徹底

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、その対策（定期的な委員会及び研修の実施等）を徹底しているか。

- イ 事故発生の防止のための指針を整備し、その対策（定期的な委員会及び研修の実施、改善策の職員への周知体制の整備、医薬品の管理等）を徹底しているか。
  - ウ 防災体制（業務継続計画の策定、非常災害対策計画の策定、災害等非常時の際の連絡・避難体制の確保、防火設備の設置、避難訓練の実施等）の充実強化に努めているか。
  - エ 市町村地域防災計画に記載のある施設は避難確保計画を策定し、当該計画に従い避難訓練を実施しているか。
- ⑥ 苦情対応の体制整備の徹底
- ア 苦情対応の仕組みの利用者への周知、第三者委員の設置等を行っているか。
  - イ 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果を定期的に公表しているか。

### 第3．実効性のある指導監査の実施

#### （１） 対象法人・施設の選定基準

選定に当たっては、原則として次の法人の選定基準から施設の選定基準までを順次適用する。

なお、指導監査調整会議の決定後においても状況により実地監査を要すると認められるに至った法人・施設がある場合は、実地監査を行う。

##### （法人の選定基準）

次に該当する法人については、実地監査を実施する。

- ① 第1の（3）に定める周期に該当する法人
- ② 継続指導を要する法人
- ③ 新規に設立された法人

##### （施設の選定基準）

次に該当する施設については、実地監査を実施する。

- ① 第1の（4）に定める周期に該当する施設
- ② 継続指導を要するとされた施設
- ③ 児童福祉施設
- ④ 新規に整備された施設

#### （２） 一般指導監査の実施

上記（１）対象法人・施設の選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき選定された法人・施設に対し、実地での監査を実施する。

##### ① 実地監査

###### ア 監査体制〈法人・施設担当課との連携強化〉

設立間もない法人、特に指導を要する法人・施設、指摘事項が多い施設や指摘に対する改善が図られない法人については、指導監査の強化を図るため関係課との連携を密にし、十分な監査体制で実地監査を実施する。

#### イ 監査項目〈効果的な指導監査〉

画一的、形式的な監査にならないよう、法人・施設の運営状況や前回の指導監査結果に応じて、監査項目を絞り込んだ指導監査を実施する。

社会福祉法人の経営状況を的確に把握し、法人の自立経営に資するため、会計経理事務を施設単位のみならず、法人一括で指導監査を実施する。

#### ウ 監査日程〈改善指導の強化〉

指摘事項の改善指導を強化するため、効率的に監査日程を調整し、改善確認の徹底を図る。

#### エ 監査方法

選定された法人・施設については原則としてその所在地における実地監査とする。

### ② 集合監査

優良な運営を行う児童福祉施設については、前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査（集合監査）を実施することができるものとする。

なお、実施方法については、施設職員への状況等の聞き取りが行えるよう、適宜電話やオンライン会議等を活用し、監査項目の確認を行うものとする。

また、法人が実地監査、児童福祉施設が集合監査の周期に該当するものについては、法人側の負担軽減のため施設監査も法人監査と一体的に実地開催するが、施設監査の内容は集合監査の内容を踏襲するなど、前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的なものとする（通常の集合監査との区別のため簡易監査と呼ぶ）。

### （３） 特別指導監査の実施

指導等を講じても改善がなされない場合及びその他緊急の対応を要する場合には、速やかに法人・施設所管課において検討会議を開催し、指導方針を策定したうえで法人・施設所管課による特別班を編成し特別指導監査を実施する。なお、特別班には必要に応じて他の関係課職員を同行させるなど必要な連携体制をとって実施する。

## 第４．指導監査後の指導

（１）一般指導監査の際に発見した問題事項については、各所管課の担当者と調整し今後の指導に当たる。また、指摘事項に対する法人・施設からの回答が不十分な場合、速やかに法人・施設所管課において検討会議を開催し、今後の指導方針を決定し指導する。

（２）特別指導監査の後、指導内容が確実に実施されているか、又計画どおりに問題点の解消が図られているかについて、必要に応じて定期的に報告を求めるなどして進捗状況を把握し、問題点が早期に改善されるよう指導を行う。

また、必要に応じて確認のための監査を実施する。